三幼委第５号に関する入札等説明書
三田市 こども未来部 幼児教育振興課

三田市が発注する三田市公告第１５０号に関する入札等については、関係法令の定めるもののほか、この入札等説明書によるものとします。

(1) 入札者は、入札時刻に遅れないよう指定した入札会場に参集すること。定刻に遅れた者は辞退したものとみなす。また、入札執行中に執行者の承諾を得ないで入札会場を離れた入札者は棄権したものとみなす。
(2) 入札しようとする者は、別紙入札書により必要事項を記入のうえ、所定の日時に入札書を提出しなければならない。
(3) 入札書は一件ごとに封入のうえ、入札書と表記するほか、物件番号及び物件名を明記すること。
(4) 入札書の金額は、アラビア数字を用い、３年間の総額（税抜）を記入し、訂正してはならない。（訂正された入札書は無効として取り扱う。）
(5) 代理人により入札を行う場合は、執行者の指示に従い委任状を提出すること。
注：代理人が入札の場合は、入札書に代理人氏名の記入と代理人の押印が必要。（当日代理人の印鑑は必ず持参のこと）
(6) 入札者は、一度提出した入札書の書き換え、または撤回をすることができない。
(7) 落札者の決定は、予定価格の範囲内で最低価格の入札者をもって落札者とする。
注１：落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に消費税相当額を加算した金額を落札価格とするので、入札書に記載する金額は消費税相当額を除いた金額とすること。（端数処理として１円未満は切り捨てること）
注２：入札明細書は落札者のみ提出することとする。（ただし、入札書に同封されていても、入札書は有効とする。）
(8) 開札の結果、予定価格の範囲内の入札者がないときは、再入札に付することができる。
(9)再入札について、最低入札価格発表後、発表額以上の入札者は失格とする。
(10) 予定価格の範囲内に同価格の入札者が２人以上あるときは、くじにより落札者を定める。（なお、くじの辞退はできないものとする。）
(11) 入札に際してはその他執行者の指示に従うこと。
(12) その他関係法令の定めるところによる。
(13) 以下の入札は無効となる。

(ｱ) 入札参加資格のない者が行った入札及び委任状の提出がない代理人のした入札

(ｲ) 入札書に記載した金額、その他記載事項が不明確または記載事項に過度の誤りのある入札

(ｳ) 同一の入札について、２以上の入札書を提出した入札

(ｴ) 入札書に記名押印しないで行った入札

(ｵ) 入札金額を訂正した入札

(14) その他

(ｱ) 入札を希望しない場合は、入札辞退届を提出したうえ、入札に参加しないことができる。入札辞退届は入札日までに公告に記載の入札担当課窓口へ持参するか、入札日までに入札担当課に届くように郵送にて送付すること。(なお、入札を辞退した者は、これを理由として不利益な取り扱いを受けることはない。)

(ｲ) 入札者が１者となった場合でも、入札は実施する。

(ｳ)契約方法は、三田市契約事務規則による。

(ｴ) 市が締結する契約から暴力団及び暴力団員を排除し、その適正な履行を確保するため、契約金額が５０万円を超える案件については、契約締結時までに自らが暴力団等に該当しない旨等を記載した誓約書等を徴取する。

(ｵ) 本案件の入札に参加した者は、入札後この公告、仕様書等について、その不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(ｶ)その他疑義の点は、入札公告に記載のとおり入札担当課へ FAX で問い合わせること。

(ｷ) 入札にあたっては、刑法、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律等、関係法令を遵守しなければならない。入札に際し、不正その他の理由により競争の実益がないと認められるときは、入札を無効とするので、特に厳正に参加されたい。